

**「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」
労働環境ワーキンググループ 第1回会議 議事概要**

1 日 時

平成31年3月28日（木）午前10時30分から正午まで

2 場 所

愛知県三の丸庁舎8階 801会議室

3 出席者

構成団体18団体

（構成団体）

名古屋出入国管理局、愛知労働局、東海北陸厚生局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、名古屋市、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、外国人技能実習機構名古屋事務所、公益財団法人国際研修協力機構名古屋駐在事務所、愛知県職業能力開発協会、愛知県（順不同）

4 議 事

- （1）外国人材の労働環境の整備に関する取組等について
- （2）意見交換

5 主な発言内容

（事務局）

ただいまから「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」の第1回労働環境ワーキンググループを開催させていただきます。

始めに、愛知県産業人材育成課長の日高より、本日の会議の趣旨等について説明させていただきます。

（愛知県（産業人材育成課））

本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会議の趣旨につきまして、説明をさせていただきます。

4月から改正出入国管理法が施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されることとなりました。既に、法務省入国管理局や特定産業分野、14分野の所管省庁による説明会等が開催されており、社会的にも注目されているところです。

日本一の産業集積県である愛知県では、現在、東京都について全国で2番目に多い26万人を超える在留外国人の方々が生活し、約15万人の外国人労働者の方々が働いており、今後、更に多くの外国人材が労働者として移住し、就労することが見込まれています。

このため、外国人材の受入れや共生に向けた環境整備が適切に行われるよう、全国に先駆けて、関係機関の情報共有や相互連携を図ることを目的とした「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」が先月22日に設置されました。

併せて、労働環境、生活環境、日本語学習・日本語教育の3つのワーキンググループが置かれ、個別の事項ごとに協議、情報共有を行うこととしております。

本日開催する労働環境ワーキンググループは、定住外国人や留学生、技能実習生を含む外国人材等の労働環境の整備、例えば、報酬・労働時間・休暇・福利厚生などの雇用管理や安全衛生管理の徹底、研修・職業訓練、技能実習生への技能教育、社会保険の加入促進、留学生の就職支援などについて、情報共有や相互連携を図ることを目的とするものです。

本日は第1回ということで、まずは構成団体の皆様の取組みや認識を共有させていただいた上で、次回以降の会議につなげていきたいと考えておりますので、皆様方には忌憚のないご発言をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

本日は、愛知労働局を始め事務局の名古屋入国管理局並びに愛知県を含む18団体からご出席をいただいておりますが、出席者の紹介につきましては、お手元に配付しております出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事(1)の「外国人材の労働環境の整備に関する取組等について」、構成団体の皆様から、各団体における現状や課題、取組等について、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言の順番につきましては、最初に、外国人労働者の適正な労務管理と雇用管理の確保や相談窓口を有する愛知労働局様、次に外国人技能実習生を受け入れている監理団体や受入機関の監督や指導等を行っている外国人技能実習機構名古屋駐在事務所様からご発言いただいた後、名古屋入国管理局、愛知県と続き、その後は名簿の順に東海北陸厚生局様からお願いします。

なお、各構成団体からのご発言に関するご質問やご意見等につきましては、議事(2)の意見交換でお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、愛知労働局様、お願いします。

(愛知労働局)

愛知県は、東京都に次いで全国2位、東京都の約3分の1の15万人程度の外国人労働者が働いていますが、「東京都の3分の1か」とよく言われます。

東京都は、高度人材や留学生の方が多く、日本語について自分で勉強される方や元々高度な知識を持っている方など、日本語能力もしっかりしている方が多くなっています。

愛知県は、特に現場で働く日系ブラジル人の方が多いほか、最近の統計では約3万3千人の外国人技能実習生が就労しています。この数は、全国2位である大阪府の技能実習生1万6千人の2倍以上となっています。

今後、技能実習生が特定技能に移行することから、愛知県では特定技能の方が多くなると想定されますが、留学生や高度人材の方と比べると、まだまだ日本語能力が低い方もあり、労働災害の発生などが危惧されることから、労働局としても対策に力を入れていかなければならないと思っています。

また、「外国人の方からはどのような労働相談が多いのか」という問い合わせがありますが、相談の内容は、未払いや残業代を含めた賃金関係、労働時間、不当解雇などといったものであり、よくよく考えると日本人と同じで、外国人だからといって特化した相談内容はあまりないということを知っています。

そのほか、例えば労働災害防止のために言われることですが、「危ない」とか「逃げろ」などの言葉は、普段使っていない日本語で言われても、一瞬はっとなるだけで、その一瞬が命取りになってしまいますので、日々の現場での定期的な研修、教育が必要です。

愛知労働局では、様々な問題に対し総合的に対応していくために、皆さんとの連携と協力が必要であると考えていますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上、愛知労働局からの説明とさせていただきます。

(外国人技能実習機構名古屋事務所)

外国人技能実習機構は、平成 29 年 4 月に設置され業務を行っています。元々、骨太の方針、日本再興戦略を端緒としてできた組織で、今まで民間がやっていたことを、機構という認可法人を作ってほとんど移行した組織です。

監理団体の許可、あるいは実習実施者の届出、計画認定制度は、今まで入国管理局が担っていた監理団体と実習実施者、受入企業の適格性を機構が審査をするというものです。拡充策を取るとともに、管理監督体制の強化も図られています。

拡充策としましては、技能実習 3 号では、今まで 3 年が限度だった在留期限が、最長で 5 年間となりました。そして、受入人数も拡大し、職種も増やしており、最近では、漬物製造業や福祉給食が追加されています。

管理監督体制としては、全ての監理団体及び実習実施者に対する実地検査を行っており、刑事処分が新設されるなど、罰則も強化されています。

そのせいかどうかはわかりませんが、アメリカ国務省が発表している人身取引報告書では、今まで日本は、常に上から 2 番目の Tier 2 であり、技能実習制度は人身取引だと指摘されていたのですが、2018 年の報告書では、初めて 4 段階のうち 1 番上の Tier 1 に昇格しており、海外からも一定の改善が認められたと考えております。

管内は 4 県ありまして、主に 4 県の実習実施者の計画認定をしております。

資料では、愛知県における技能実習生の人数は 29,919 人となっておりますが、最新の統計では 34,242 人となり、3 万人を超えています。全国でも 32 万人を超えており、新法の施行後にはかなり人数が増えているということが言えます。

ちなみに、愛知県では一般監理団体が 101、特定監理団体が 123 の計 224 団体があり、技能実習生の受入れの認可を受けています。

機構には、現在、実地検査の充実が非常に求められております。先日も愛知県の南部の大葉栽培農家で、JAMものづくり産業労働組合傘下の労働組合の方が技能実習生から相談を受けて、現在、私どもの事務所で技能実習生を保護し、新しい実習先を探している状態です。監理団体には 1 年に 1 回、実習実施者には 3 年に 1 回で全て検査を行うということになっているため、実地検査の充実を図ることが当面の課題となっております。

最後になりますが、実地検査の際に判明した違反事例として私どもが重視しますのは、賃金不払いや人権侵害に関する事案であります。実地検査で、どれだけ悪質な団体や実習実施者を排除できるか、法令違反や賃金不払いなどの悪質事案をどれだけあぶり出せるかというのが、今後の課題と考えています。

(名古屋入国管理局)

先週、法務省から発表のありました在留外国人統計ですが、平成 30 年末現在で在留外国人数は約 273 万人、約 6.6%の増となり、過去最高ということになってい

ます。

このように在留する外国人の増加が見込まれている中、昨年12月25日に関係閣僚会議で閣議決定されました「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」において「今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、政府として、法務省の総合調整機能の下、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていく。」とされています。

今後、関係各機関の協力を賜りまして、本推進協議会ワーキンググループにおきましても、連携を図りながら適正な労働環境に係る対応策の調整を進めてまいりたいと存じますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(産業人材育成課)

産業人材育成課では、外国人技能実習生の技能評価である技能検定を所管しています。

技能検定につきましては、1年目に受ける基礎級のほかに、平成29年11月に施行された改正技能実習法に基づき、技能実習3年目に随時3級の実技試験の受検、さらに2年間の在留期間が延長された場合に随時2級の実技試験の受検が義務化されており、現在の受検状況は、直近の平成30年では、基礎級の受検者は7,874人、合格者は7,332人、合格率は93.1%となっており、約7,300の方が2年目以降も技能実習生として残られています。

随時3級は、4,119人が受検しています。学科試験を含めた合格率は34.6%に留まっていますが、在留資格の更新に必要な実技試験については9割近い合格率となっており、この9割の方々は、次の4年目、5年目の技能実習に移行できる権利を有しているということになります。

課題といたしましては、来年度から技能検定随時2級の受検が申請されてくると想定していますが、試験の実施体制を整備することが私どもの課題となっております。

全体といたしましては、監理団体、受入企業が法令順守を徹底していただくことが大前提ですけれども、そのほかに急増する技能検定受検者に対する対応をきちんと行うこと、それから技能検定随時3級が学科試験を受ける義務はないことから、ちゃんとしたエビデンスが得られない状況となっていること、そうした合格促進を図るための取組みをしていきたいと思っています。

さらに、情報発信として、先ほどの法令順守や受検促進等の働きかけ、あるいは相談窓口といった取組みを徹底していかなければいけないかなと思っています。

最後に、課題の裏返しですけれども、今後の対応案といたしましては、法令順守の徹底を行うこと、技能実習生に向けた相談対応や情報共有、監理団体に対する技能検定手続きの普及、学科試験の受検促進、それから来年度から行う「技能伝承バンク」を通じた外国人技能実習生向けの実技指導、その他、ホームページやリーフレットを通じて関係機関の取組等をご紹介するような取組みを早晩やっていきたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

(東海北陸厚生局)

東海北陸厚生局では、労働者がいかに住みやすく、働きやすくするかという視点で取り組んでいるところをございまして、外国人の方々から寄せられるお話としてはやはり、日本の社会保障というのは国籍問わず社会全体的なものというお話でございまして、そういう中で社会弱者という形で、弱い立場の方がより多く不

利益を被るということが往々にして役所のほうにも寄せられている実態がございます。

ちょうど、資料No.1の6ページ、2番目の事例のように、外国人の方は日本語に詳しくない、あるいは日本の法令について知る機会があまりなかったということもあり、賃金から控除されている金額が多い、というようなこともお聞きしています。

社会保険行政サイドからは、事業主に対して労働基準監督署と同じような指導はしにくいのですけれども、もとより本来あるべき適用が、何が正しいのかというのは、労働行政、厚生行政というのは一緒に調査をするようなこともやっています。

今後、対象が増えていくと思いますので、今まで以上に横の連携をうまくやっていきたいと思っています。

(東海農政局)

東海農政局は農林水産省の出先でございます、関係する分野としましては、農業分野、飲食料品製造業分野、外食業分野の3分野でございます。

資料No.3をご覧くださいと思いますが、こちらにつきましては外食業にかかるということで、外国人食品産業技能評価機構のホームページに3月20日に掲載されたものでございます。

外食業の技能評価試験の関係でございますが、第1回目は4月25日に東京と大阪で開催されまして、3月22日から募集しましたが、その日のうちに締め切られています。第2回目は遅くとも10月までには実施するが、実施場所等については、現在調整中と聞いています。

資料No.4は、日本語能力試験で、日本国際教育支援協会のホームページに掲載されているものを紹介させていただきます。

なお、国外の試験については、当初は4月中にベトナムで実施するというようなことを聞いていましたが、調整がつかず、4月の実施は困難になったということでございます。

また、資料は配付しておりませんが、昨日、農業分野における特定技能による外国人材の受入れに関する全国説明会が東京で行われ、主に農業生産者や農業団体を中心に、約80名の参加があり、ガイドラインについての説明があったと聞いています。

その他、農業特定技能協議会が、昨日、第1回目の会合が開催されています。

(中部経済産業局)

4月から、資料No.5の経済産業省の事業である高度外国人材活躍推進プラットフォームという、中堅・中小企業の高度人材の採用・定着に向けた支援等のプラットフォームが本格的にスタートします。

3つの支援メニューを掲げておりまして、1番目は、既に昨年末にポータルサイトを開設しておりまして、人材向け企業様向けの施策情報を集約した内容となっています。

2番目は、この4月から各地域の外国人材の活用に向けた社内の取組について専門家派遣を行いつつ、ご相談対応、アドバイスをいたします。

3番目は、ジョブフェアですけれども、各地域で、企業と高度外国人材との出会いの場となるようなセミナーを実施させていただく内容となっています。

このプラットフォームですが、技能実習とか特定技能は対象外となっています。ポータルサイトには、この4月から外国人材の活用に関心のある企業様の情報発

信が可能となるような機能が追加となります。また、今後、留学生の就職サポートに熱心な大学の情報を掲載し、さらにサイトの機能を拡充してまいります。

(中部地方整備局)

資料No.6の2ページをご覧ください。

建設業界におきましては、平成35年度末時点で約21万人の受入れが必要であり、人手不足となっています。生産性の向上や国内人材の確保を行った上で、平成35年度末時点で、なお4万人が不足すると想定されており、これが今後5年間の上限とされています。

特定技能1号は、図面を読み取って、指導者の指示とか監督を受けながら適切かつ安全に作業をするという定義の中で、「1号評価試験」又は「技能検定3級」に受かって、日本語の水準も「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験」に合格というものです。

建設分野におきましては、更に特定技能2号というものが用意されています。

特定技能2号は、複数の建設技能者、いわゆる現場作業員を指導しながら作業に従事して工程も管理する少し上のイメージになります。「特定分野の技能評価試験」又は「技能検定1級」の他、工程を管理する班長としての実務経験を1年から3年以上有することを要件としています。

建設業は、様々な分野に分かれており、その中で当面、型枠施工や左官などの11職種についてスタートし、必要に応じて職種を追加していくことにしています。

3ページをご覧ください。

建設分野の特性を踏まえて、国土交通省で別途、基準を設定していますので、紹介させていただきます。

まず「業種横断の基準」というものがあり、それに加えて、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める別記の基準を別途、設定しています。

次に当該基準において、建設分野にかかる受入企業につきましては、1号特定技能外国人の入国に先立ちまして、別途、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けるということを求めています。

3番目は、建設特定技能受入計画の認定基準が書いてあります。

受入企業は、建設業法による許可を受けていること、受入企業と受け入れる外国人の方が建設キャリアアップシステムに登録していることとなっています。建設キャリアアップシステムとは、建設工事の施工に従事する現場労働者の資格や社会保険の加入状況、現場の就労履歴などを建設業界として横断的に蓄積する仕組みであり、このシステムの活用によって、利用者の能力や経験に応じた処遇を受けられるように環境を整備して、将来にわたって建設業の人手不足、担い手を確保するための、業界横断的なシステムのことであり、その建設キャリアアップシステムに、会社と外国人の技能労働者にも入っていただくことが条件です。

また、特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守、元請団体と業界団体の元請の企業の集まり、その下に、建設業界は職種がいろいろありますので、その専門工事業団体により構成される団体というものを作り、まずそこに加入をなささいということが1つの条件となります。

さらに、同等の技能を持つ日本人と同等以上の報酬を安定的に支払うこと。この安定的というのは、外国人を受け入れる際には、固定的な安定的な月給制とすることを条件としています。かつ、技能習熟、技能がステップアップしていくと昇給させるというような契約を締結していることが条件です。

そのほか、雇用契約を締結するまでに、賃金などの重要事項についての書面説明をすること、国または適正就労監理機関により受入機関の適正な履行を巡回指導によりしっかりやっていくこと、等が建設分野の特定を踏まえて定める受入機関の適格性の基準ということになっています。

下のフロー図ですが、建設分野におきましては、おおよそ3つのパターンが考えられます。

1 番目は、海外での訓練を通じまして、海外で実施する試験をパスしてくる方。

2 番目は、技能実習を修了して試験免除でくる方。

3 番目は、技能実習の修了後に特定活動を経由してくる方。特定活動とは、「外国人建設就労者」と書いてありますが、オリンピックの需要が高まるということで数年前にできている制度です。

これらの3パターン考えられており、建設業、国土交通大臣が行う受入計画の事前審査を経てから業界横断的な入国審査を受けることになっています。

更に建設分野の場合は、特定技能1号の期間満了後に上級試験を受験して特定技能2号に移行できるというような仕組みになっています。

以上、簡単ではありますが、建設分野の特徴的なところをご紹介させていただきました。

(中部運輸局)

中部運輸局が管轄する地域におきましては、全国でも特にものづくり産業が非常に好調ということもあり、有効求人倍率が全国平均を上回っている中で、運輸関係事業につきましても、労働者確保が非常に難しく、深刻な状況となっています。

中部運輸局では、平成29年11月に「中部運輸局人材確保・育成対策推進本部」を立ち上げ、運輸関係の人材不足の解消に向けて取り組んでおります。

平成30年3月には、「運輸関係事業の人材確保・育成応援サイト」をホームページに開設し、各事業者様の取組みなどをご紹介させていただいており、この1月には、新たな外国人材の受入れにつきましても、法務省のホームページにリンクを貼り、情報提供をさせていただいています。

国土交通省が管轄する3分野につきましても、新たな在留資格、特定技能のホームページにリンクを貼ってご紹介させていただいています。

今回の新たな外国人材の受入れにつきましても、運輸局としましては、造船・舶用工業、自動車整備、宿泊の3分野が該当しています。

先日、法務省入国管理局が開催している説明会が中部5県で開催され、この3分野について、運輸局や観光庁から分野別、個別事例について提示させていただきました。

今後、分野ごとの各種会議などの機会をとらえて説明会をしていく予定です。

次に、運輸局の3分野の中から、自動車整備業について説明させていただきます。

自動車整備に関する専門学校や短期大学等の生徒数が激減し、そういったところにも留学生等が入ってきている中で、自動車整備士の高齢化も進んでおり、この状況が続きますと、自動車の安全、環境を支える整備事業の基盤を揺るがす可能性があるといった状況になっています。

これまでも運営支局から高校を訪問し、自動車整備士について紹介し将来の進路として関心を持ってもらうなど、様々な取組を進めています。外国人材につきましても、技能実習生を活用されている整備事業者が結構あり、今回制度化された特定技能制度に対する期待もございます。

そういった中で、4月16日に自動車整備業における特定技能制度の説明会を名古屋で開催することとなっており、ご案内をさせていただいているところでございます。

これからも関係機関の皆様と情報共有をしながら、業界の人材不足の解消に取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

(名古屋市)

まず、名古屋地域の外国人労働者数の推移ですが、この5年間で約80%の増加となっており、2018年におけるこの地域の外国人労働者数は52,665人となっています。

外国人住民数も増えておりまして、2月1日現在、83,274人がこの地域に在住しているという状況です。

内訳は、高度外国人材が約2割、身分に基づく在留資格が4割となっています。専門的・技術的分野の在留資格が19.4%の10,192人で、身分に基づく在留資格が約4割の21,126人となっています。業種別の外国人労働者の比較を見ると、幅広い業種で外国人労働者が活躍していますが、この地域の背景として、一番多いのは製造業ということで約22%の11,680人となっています。

次に、裏面をご覧ください。

今年度実施してきた事業と2019年度実施予定の事業について説明させていただきますと、まずは、今年度、外国人を雇用している、あるいは雇用を検討している企業を対象にセミナーを2回開催しているところでございます。

1回目は10月に外国人留学生の採用セミナーとして、行政書士の先生を始め専門の方に外国人留学生の採用と定着のポイントについてお話をいただき、併せて、この地域で活躍する外国人の社員の方のパネルディスカッションを行いました。

2回目は11月に「技能実習生適正雇用実践セミナー」と題しまして、技能実習法の改正の概要と事例紹介、実際にこの地域で技能実習生を採用している事例を紹介しながら、技能実習生をどのように定着させていくのか、採用していくかの留意点などについてご紹介したところでございます。

また、2019年度、簡単に調査ということでご紹介させていただいておりますが、外国人材の雇用調査を実施する予定にしており、市内の大学、日本語学校、外国人留学生、企業に対し、就職や雇用に関するアンケート調査と、必要に応じてヒアリング調査を予定し、2020年度に展開していきたいと思っています。

セミナー等に関しまして、適宜、情報共有とご案内をさせていただきますので、ぜひともご協力をよろしくお願いいたします。

(愛知県商工会議所連合会)

愛知県商工会議所連合会は、県内22の商工会議所による連合体であり、その事務局を名古屋商工会議所が務めています。

名古屋商工会議所の話だけをさせていただきますと、会員企業は今17,000社あり、外国人に関しては、どうやって取り組んだら良いのか考えているところでございます。

今回の特定技能は、業種ごとに制度が違っているということで、複数の省庁からセミナーの案内が来るものですから、それをまとめるのが大変だったのですが、ワーキンググループのような場があると、様々な情報を一度に集めることができることから、このような機会を活用しながら、情報を収集し、会員企業に展開してい

たいと思っています。

(愛知県商工会連合会)

県内には 57 の商工会があり、愛知県商工会連合会の会員は約 4 万事業所になります。

外国人材につきましては、個々の事業所が対応しており、製造業を中心に実習生を受入れている事業所が多くございます。

特に最近では、商工会の会員の構成もサービス業に主流が置かれている中で、外食業の関心が高いということもあり、個々の商工会に対して、事業所が問い合わせをしている状況でございます。

今後、このワーキンググループでの情報を、各商工会に提供させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(一般社団法人中部経済連合会)

中部経済連合会は、約 700 社強の企業と大学が構成する団体です。

今回のワーキンググループは、労働環境に関するテーマなので、関係者のコンプライアンスとか法令順守が一番大事であろうと思っております。

今回、特定技能制度という法案が決定しましたが、これをどのように企業や会員に周知していくかということと考えますと、愛知県を含めた関係の皆様が、法令順守に向けた啓発活動を行うことをお願いしたいと思っています。我々としても、各企業に向けて広報といった形での協力ができると思っています。

また、新しい制度なので、運用面を含めて様々な不具合が出るかと思っておりますので、そのような場合は柔軟に対応していただき、その都度、我々のほうに情報を届けていただき、発信をさせていただきたいと思っていますので、どうぞよろしく申し上げます。

(愛知県経営者協会)

愛知県経営者協会は、人事労務関係を専門とする団体でございます。普段は企業の経営者の方や人事労務を担当されている方と仕事をしております。会員企業は約 1,000 社です。製造業と非製造業が半分半分ぐらい。企業規模は、中小企業が一番多くなっています。

経営者の課題は、4 月から施行された働き方改革関連法に関する問題と、いわゆる外国人の問題です。

外国人と言っても、現場人材と高度人材とでは課題が違います。現場人材は、言語がたくさんあるものですから、コミュニケーションが取れない。通訳を多く入れる訳にもいかないので、コミュニケーションが難しい。

高度人材は、当地では留学生の雇用の経験がない企業が多く、なかなか踏み切れないというのが現状であると思っています。これまでの日本の労働慣行は、定期に一括採用して、入社してから専門性を磨いていく、年功序列という形を採ってきたのですが、留学生は同じようにはいかない。キャリアプランをどうしていくのか、日本人と一緒に現場で頑張りましょうというのは難しいと思うのですが、ノウハウがないので、皆様のお知恵を借りたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

(愛知県中小企業団体中央会)

愛知県中小企業団体中央会は、県内の 1,090 の協同組合、商工組合を会員として、

設立から運営の指導、解散の手続きまで支援しています。そのうち、約 190 の事業協同組合が監理団体として技能実習制度を活用しているところです。

県内には、全国で一番多くの技能実習生がいるということもあり、技能実習生の受入れや将来的に技能実習生の受入れを行いたい、事業協同組合を設立したいという趣旨の問い合わせがほぼ毎日あるような状況です。

相談を受けた案件の全てが設立まで進むということはありませんが、今年度、30 件を超える事業協同組合の設立の申請があり、概ね 7 割以上が外国人実習生の共同受入事業を行う組合となっています。

長時間労働や賃金の未払いなど、労働基準環境法令に違反する不適切な事案とか、労働災害の発生について、中央会では、不正行為の事案・事例を未然に防いで、法令を順守してもらって、この外国人技能実習制度を活用していただくために、平成 18 年度から毎年、外国人技能実習生の共同受入れを行う監理団体と実習実施機関を対象として、コンプライアンスセミナーを開催させていただいています。

昨年度のセミナーは、9 月と 2 月の 2 回開催し、講師として愛知労働局監督課様より、外国人技能実習生の労務管理と関係法令の順守について講演していただきました。

また、技能実習法の施行後の状況につきまして、外国人技能実習機構名古屋事務所様にも講演していただいたほか、愛知県警察本部様、愛知県職業能力開発協会様などの行政機関もお招きしまして、技能実習制度の適正な運用に向けて講演を行っております。技能実習制度の適正化に向けた関心もあるかと思いますが、監理団体延べ 156 組合、205 人の方々に参加いただいています。

監理団体も、4 月から始まる新たな外国人材につきましては、非常に関心がございまして、多くの監理団体から登録支援機関に登録したいという声をお聞きしています。

このワーキンググループ、そして皆様と情報交換をさせていただいて、適正に、監理団体と実習実施機関が法令順守をしてもらえるように方向づけて、環境整備をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(日本労働組合総連合会愛知県連合会)

日本労働組合総連合会愛知県連合会は、愛知県下 55 万人の労働者で構成する労働組合の団体でございます。

先ほど、外国人技能実習機構様から事例をご紹介いただきましたが、私どもの構成組織の JAM が対応いたしましたので、もう少し事情を補足させていただきたいと思っております。

豊橋の大葉栽培農家の話でございますが、ミャンマーから受け入れた技能実習生の方が、大葉の葉を 10 枚そろえてゴムで束ねるという作業をされていたのですが、朝 7 時から 23 時まで、また、土日も休むことなく働かされていた状況です。また、賃金は出来高払いとされていたことから、数を作らないとお金にならないということで、技能実習生の皆さんも一生懸命に働いていたために、手がひどいあかぎれで、住居は、非常に老朽化した古い倉庫みたいなところで、寒い中で作業し、生活していたという状況でございました。その為、皆さん、体力的にも精神的にも苦しいということで、監理団体にも伝えていたようではありますが、一向に改善されずに、そのままになっていたということでした。結局、相談したくても相談できるところがわからなかったため、SNS を使って助けを求めたところ、自国の労働組合がそれを発見し、日本の JAM という構成組織に相談が入り、対応を取った

ということで、結果、救い出すことができ、技能実習機構さんのほうに保護していただいているところでございます。

こうした事例は、大葉栽培農家に限らず、氷山の一角ではないかと危惧しており、このような法令違反とか人権侵害が行われないようにするためには、企業に制度を説明していただくときに、このような法令がある、このようなことはしてはいけない、特にこういうことをしたらダメだよという事例をしっかりと紹介していただかないと、いけないと理解はしていてもやっている企業もあると思いますので、ぜひとも具体例を示して周知するようお願いしたいと思っています。

技能実習機構では、相談窓口での相談対応をしていると伺っていますが、相談窓口があるということを全く知らない方ばかりだと思うので、今後、技能実習生一人一人に相談窓口があることを知っていただく取組みを行う必要があると思っています。

また、外国人労働者の方々は、私たちの国の労働法や制度に関する知識が十分ではないので、トラブルが発生しやすいと思っていますし、知らないうちに自分の権利が侵害されているということを気づいていないことがあると思います。日本語があまりしゃべることができないということで、声をあげるということを我慢してしまうことが多いのではないかなあとと思っています。

具体的な例といたしまして、連合の相談ダイヤルには、時々、外国人の方から相談が入っておりまして、一例をご紹介しますと、「日本語が拙いので、反論してこないだろうという理由で職場でのいやがらせを受けている」との声や、「外国人労働者だけ一時金や有給休暇がもらえていないことを後になって気が付いた」という声が結構入ってくるそうです。私たちもそういうところはしっかりと対応していかなければならないと思っていますので、外国人労働者のワークルールの取組みとか、母国語のパンフレットによる周知を徹底していただきたいと思っていますし、受け入れる企業においては、母国語でわかるように労働条件、安全衛生、権利を説明する取組み構築していただきたいと思っています。

また、相談窓口がわからないということが大きな課題であり、母国語で相談を受けられる体制を、行政、企業、労働組合が連携して、しっかりと対応していかなければならないと思っていますので、よろしく願いいたします。

(公益財団法人国際研修協力機構名古屋駐在事務所)

国際研修協力機構は、現在の技能実習制度がまだ研修の時代から、新しい技能実習制度に変わる一昨年まで国の委託を受け、現在は外国人技能実習機構がやられる仕事を、民間ですが、限られた範囲ですがやってきたところでございます。その流れの中で、制度を利用する関係者、技能実習生を始め外国の人を含めた様々な人との関係を構築しており、それを維持しているところでございます。

今後は、4月以降、特定技能制度も我々の事業の中に含めて対応していきたいと考えています。

機構を利用される団体、企業様は、特定技能に関心をお持ちですので、技能実習制度と特定技能制度は並行して走る時期が続くと思います。手続き等、いろいろなルールがおそらく混乱をきたすと思います。私どもは、きちんと把握させていただいて、正確な情報を利用者にお伝えして、またそれが、結果として、特定技能の外国人へ流れていくことに協力させていただきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

(愛知県職業能力開発協会)

愛知県職業能力開発協会では、技能検定を実施しており、外国人技能実習生向けの技能検定としては、現在、53 職種、86 作業を実施しています。

技能検定につきましては、実技試験と学科試験を実施していますが、実技試験につきましては、その職種に求められる技能を評価するに当たり、ほとんど原則として、実際にモノを製作する、検査するという作業を行います。そうした作業を行うためには、それなりの設備、機械、試験をするための検定委員等が必要となりますが、当協会では、そういった設備等をほとんど持っていません。

そのため、試験を実施する際には、出張方式と申しまして、技能実習を行っている企業様に私どもから検定委員を派遣して試験を実施するものでございます。また、企業様の設備、機械等を使用して試験を実施いたしますが、試験のグレードや難易度が上がるとともに、設備、機械などのハードルも上がるというような状況でございますので、そのあたりが課題となっているところでございます。

最後に、追加でお配りしましたパンフレットは、厚生労働省が主に監理団体あてに作られた資料です。開いていただいて、左側の4番、5番の項目でございますが、今申し上げたようなことを監理団体にご準備願いたいということ、厚生労働省からもお願いをしている次第でございます。

試験は全て厚生労働省の認定を受けた実施要領と試験問題で行う必要がございますが、技能実習の現場で使用している設備器具と試験のために使用する器具との乖離も1つの問題となっております。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、議事(2)の意見交換に入らせていただきます。

ただいまの各構成団体様からのご発言に関するご意見や、このワーキンググループへの要望など、ご発言がある方がございましたら、挙手をお願いします。

(質問)

資料No.3に国内で受験される方の4月25日の試験が記載されているのは、新しく特定技能の受け入れるための技能評価をする試験という理解でよろしいですか。また、募集を開始した22日には定員に達したということか。

(回答)

そういうことです。

(事務局)

本日は、皆様からご意見や情報提供いただきましてありがとうございました。

今後は、皆様のご意見等を踏まえた上で、外国人労働者の労働環境にかかる個別の課題についての検討、あるいは相互連携等を図ってまいりたいと思っております。それでは、これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。